## HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書

(かんしょ(さつまいも)でん粉製造小規模事業者向け)



全国澱粉協同組合連合会

令和2年2月

## 目 次

1 3 4 5 9
4 5 9
5 9
9
_
_
0
6
_
6
8
9
1

## はじめに

平成30年6月、食品衛生法が改正され、製造、加工、調理、販売等を行うすべての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理が制度化されることになります。HACCPとは、安全で衛生的な食品を製造するために国際的に基本とされている食品安全の管理手法です。

今後、HACCP の制度化に伴い、すべての食品等事業者は一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理のための計画(衛生管理計画)を作成し、それを実施していくことになります。

これを受け、かんしょでん粉製造業界では、HACCP制度化への速やかな対応と 更なる食品安全の推進を図るため、今般、製造に携わる従業員50名未満の事業 者向けに「かんしょでん粉製造業におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管 理のための手引書」を作成しました。

かんしょでん粉の規格は、農産物規格規程などに示されています。この「手引書」では規格規程に合致する品質のかんしょでん粉を製造するため、工程や衛生環境について、食品衛生、食品安全上の注意点とその管理の方法などについて取りまとめています。

かんしょでん粉の危害要因として、原料に由来する病原微生物の生残(生物的危害要因)、原料に由来する基準外の残留農薬の存在(化学的危害要因)、原料や製造工程に由来する硬質異物の混入(物理的危害要因)がありますが、病原微生物の生残については増殖しない水分(水分活性)の管理、基準外の残留農薬については農薬管理の確認、硬質異物については篩・金属検出機などの点検など、重要管理点としてではなく、一般衛生管理での管理が可能です。

今後、当業界が行っていく衛生管理は、これまで以上にお客様に安心・安全なかんしょでん粉をお届けするために取り組むものです。取り組むべき一般的な衛生管理と製造工程に応じた管理方法をあらかじめ「衛生管理計画」として整理して文書にし、実施し、これを確実に記録することです。

つまり、衛生管理計画(取り組み内容)やその記録により、衛生管理を「見える化」することです。

かんしょでん粉は、古くから広くお使いいただいている大事な食品、食品素材です。

本手引書をもとにして、それぞれの「衛生管理計画」を作成し、実施し、記録 し、かんしょでん粉をこれまで以上に安全な製品、お客様から信頼を得られる製 品としていきましょう。

## HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 (かんしょ(さつまいも)でん粉製造小規模事業者向け) 全国澱粉協同組合連合会 HACCP 委員会

委員長	廣瀬 克	<b>艺彦</b>	有限会社廣瀬澱粉
委 員	川畑 爿	<b>光</b> 夫	市丸産業株式会社
	佐多 引	人太郎	加治佐澱粉工業株式会社
	玉田 新	己一郎	福井澱粉有限会社
	榎木 靖	青	株式会社廣八堂
	田中兔	也	株式会社サナス
	中村	<b>1</b> —	有限会社中村澱粉
アドバイザー	小野満	信隆	株式会社サナス
事務局	鈴木 弟	<b></b>	全国澱粉協同組合連合会
	松山 廣	<b></b>	全国澱粉協同組合連合会
会 長	中原	士	全国澱粉協同組合連合会
副会長	本坊 -	一浩	全国澱粉協同組合連合会